

公園内一時占用利用の手続き

令和2年7月1日

1 申請から承認までの流れ

駒沢オリンピック公園総合運動場管理区域内で撮影等を行うには、承認が必要です。「一時占用承認申請書」をご記入のうえ、当運動場サービス担当までご提出ください。その後、受入判断を行い、担当よりご連絡いたします。

なお、次の（１）から（３）までの場合は承認できません。

区分	基準内容	
(1) 日時	大規模大会及び催物等で混雑が予想される場合	
(2) 場所	工事、検査等が行われている場所での撮影等	
(3) 行為及び携行物	ア 人の排除	通行者を排除又は通行の妨げになる撮影等
	イ 暴力	銃砲刀剣（模型を含む。）等を使用する暴力シーン及びこれに類するシーンのある撮影等
	ウ 風俗	ヌード、不純行為シーン等良俗を乱す恐れのある撮影等
	エ 音量	通行者や近隣に迷惑を及ぼす恐れのある音量等を伴う撮影等
	オ 乗り物	自動車・オートバイ・自転車をを使用した撮影等
	カ 動物	犬・猫・馬等の動物を使用した撮影等
	キ 模型	ドローンやラジコンを使用した撮影等
	ク 工作物等	一人が持ち運びできない工作物及び大型のレフ版・発電機・クレーンレール等の機材を使用する撮影等
	ケ その他	火気の使用、放水その他当所管理地内での撮影が好ましくないものと承認者が判断する撮影等

2 承認時間

原則として 9:00 から 17:00 まで

3 一時占用に係る料金

料金は、利用当日に前払いしていただきます。利用前にサービスセンター窓口までお越しください。

(単位：円)

名称	単位	金額
陸上競技場スロープ等 (東京都体育施設条例施行規則等で定める施設又は部分を除く)	1日 1 m ²	50

4 その他注意事項

- 公園内は原則として車両通行禁止です。
- 駐車場は、きりんさんパーキングまたは専用駐車場をご利用ください。
- 所職員の指示があった場合は、その指示に従ってください。

駒沢オリンピック公園総合運動場サービスセンター TEL 03-3421-6199 FAX 03-3421-8109